

災害時要援護者名簿の提供について

1 個人情報を取り扱う事務の名称及び目的

- (1) 事務の名称：災害時要援護者名簿システム作成事務
- (2) 目的：大規模災害発生時に、災害時要援護者の安否確認・避難支援を行う。

2 個人情報を取り扱う事務を所掌する組織の名称

保健福祉局高齢障害部高齢福祉課

3 提供する個人情報の対象者の範囲

- (1) 身体障害者手帳所持者のうち下記に該当する方
 - ア 視覚障害1、2級
 - イ 聴覚障害2級
 - ウ 肢体不自由
 - (ア) 上肢機能障害1、2級
 - (イ) 下肢機能障害1、2級
 - (ウ) 体幹機能障害1級、2級、3級
 - (エ) 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害
 - ・上肢機能障害1級、2級
 - ・移動機能障害1級、2級、3級
- (2) 療育手帳所持者のうち㊸、㊸-1、㊸-2、A-1、A-2の方
- (3) 要介護認定者のうち要介護3、4、5の方
- (4) 精神障害者保健福祉手帳所持者のうち1級の方
- (5) 一人暮らしの65歳以上高齢者のうち高齢者実態調査における身体状況区分3の方

4 個人情報の提供先

千葉市ほか10市1町8一部事務組合消防指令事務協議会

5 提供する個人情報の項目

氏名、性別、生年月日、住所、電話番号（把握している場合）、要援護情報、宛名番号
※名簿掲載対象者が未成年の場合は、その保護者の氏名、住所、宛名番号

6 提供を行う理由

指令センターでは、火災等の災害時に、要援護者の逃げ遅れを防止し安全を確保すること及び救急出動時に、初期対応を迅速に行うことを目的として、発生地点から一定範囲の要援護者を指令管制システムの地図表示画面に表示し、現場の隊員に指示を出す消防指令事務を実施することとしており、要援護者の情報が集約された災害時要援護者名簿は、この事務の目的の達成に必要な不可欠である。

また、同名簿は本市のみが保有するものであり、消防指令事務の目的を達成するためには、同名簿を活用するほかに手段がないため。

7 提供の条件

- (1) 要援護者の安全確保及び救急時における初期対応の迅速化を目的として、指令センターから出動部隊へ、発現場付近の要援護者の情報を提供すること以外に個人情報を使用しないこと。
- (2) 提供する個人情報の取り扱いは、指令センター業務に従事する者及び出動部隊に従事する者に限られること。
- (3) 提供した個人情報の再提供は行わないこと。
- (4) 個人情報の漏えい、滅失、改ざん及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置をとること。
- (5) 個人情報保護に関する責任体制整備、個人情報取扱者の研修を実施すること。

8 個人情報の保護措置

千葉市ほか10市1町8一部事務組合消防指令事務協議会個人情報管理規程